

広島県告示第三百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、令和元年広島県告示第八百七十九号で認可した本郷都市計画下水道事業本郷公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

三原市

二 都市計画事業の種類及び名称

本郷都市計画下水道事業本郷公共下水道

三 事業施行期間

平成三年五月三十日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

令和元年広島県告示第八百七十九号の事業地に、本郷町本郷及び本郷町下北方を追加し、同告示の事業地のうち、本郷南七丁目及び下北方二丁目において事業地を変更する。